

立教学院健康保険組合規約

施行	昭和 29 年 5 月 1 日	改正	1981 年 3 月 1 日	改正	2008 年 2 月 26 日
改正	昭和 32 年 4 月 1 日		1982 年 3 月 30 日		2013 年 3 月 1 日
	昭和 32 年 7 月 1 日		1983 年 3 月 30 日		2013 年 4 月 1 日
	昭和 33 年 4 月 1 日		1984 年 11 月 21 日		2015 年 3 月 1 日
	昭和 35 年 4 月 1 日		1986 年 12 月 22 日		2016 年 4 月 1 日
	昭和 36 年 4 月 1 日		1989 年 3 月 31 日		2018 年 8 月 1 日
	昭和 36 年 6 月 15 日		1990 年 3 月 28 日		2020 年 6 月 1 日
	昭和 37 年 4 月 1 日		1993 年 3 月 25 日		
	昭和 38 年 4 月 1 日		1994 年 9 月 30 日		
	昭和 41 年 1 月 1 日		1995 年 4 月 1 日		
	昭和 43 年 1 月 1 日		1997 年 3 月 27 日		
	昭和 44 年 3 月 26 日		1999 年 7 月 21 日		
	昭和 45 年 3 月 23 日		1999 年 7 月 30 日		
	昭和 48 年 1 月 17 日		2000 年 3 月 29 日		
	昭和 49 年 8 月 26 日		2001 年 7 月 1 日		
	昭和 51 年 3 月 13 日		2003 年 1 月 27 日		
	昭和 51 年 10 月 5 日		2005 年 2 月 25 日		
	昭和 55 年 4 月 1 日		2007 年 2 月 26 日		

第 1 章 総 則

(組合の目的)

第 1 条 この健康保険組合（以下「組合」という。）は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員である被保険者の健康保険を管掌することを目的とする。

(組合の名称)

第 2 条 この組合は、立教学院健康保険組合という。

(組合の事務所等)

第 3 条 組合の事務所は、次の場所に置く。

東京都豊島区西池袋 3 丁目 34 番 1 号

(設立事業所の名称及び所在地)

第 4 条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 学校法人 立教学院 東京都豊島区
- (2) 立教大学教職員組合 東京都豊島区
- (3) 立教学院健康保険組合 東京都豊島区

第2章 組合会

(議員の定数)

第5条 この組合の組合会の議員の定数は、22人とする。

(被選挙権を有しない者)

第6条 次の各号に掲げる者は、議員となることができない。

- (1) 法第118条第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 日本国外にある者であって、その期間が3ヵ月以上の者

(議員の任期)

第7条 議員の任期は、3年とする。

- 2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前であるときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 議員に欠員を生じたため、新たに選任された議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 議員の定数に異動を生じたため、新たに選任された議員の任期は、現に議員である者の任期満了の日までとする。

(互選議員の選挙の方法)

第8条 被保険者である組合員の互選する議員(以下「互選議員」という。)の選任は、単記の無記名投票による選挙により行わなければならない。ただし、議員候補者の数が選挙すべき議員の定数を超えない場合は、この限りでない。

- 2 前項の投票は、1人につき1票とする。

(互選議員の選挙区及び議員数)

第9条 互選議員の選挙は、全事業所を1選挙区とする全選挙区制をもって行う。

- 2 選挙する互選議員の数は、11人とする。

(互選議員の選挙の管理)

第10条 互選議員の選挙においては、選挙長をおかななければならない。また、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおかななければならない。

- 2 選挙長及び投票管理者は、理事会において選任する。
- 3 選挙長は、選挙会の開閉・開票の管理並びに当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。
- 4 投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行う。
- 5 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録を、投票管理者は、投票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。ただし、第8条第1項ただし書きの規定により投票を行わない場合においては、この限りでない。

(当選人)

第11条 選挙の結果、比較多数により、上位11人までの投票を得た者をもって当選人とする。ただし議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以

上の得票がなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項ただし書きの規定により投票を行わない場合においては、当該議員候補者をもって当選人とする。

(選挙の無効)

第12条 選挙は、選挙の規定に違反することがあって、選挙の結果に異動を生ずるおそれがある場合に限り無効とする。ただし、当選に異動を生ずるおそれのない者を区分することができるときは、その者に限り当選の効力を失うことはない。

(互選議員の選挙執行規定)

第13条 この規約に定めるもののほか、互選議員の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(選定議員の選定)

第14条 事業主である組合員が選定する議員（以下「選定議員」という。）は、互選議員の総選挙の日に選定しなければならない。

- 2 選定議員に欠員を生じたときは、事業主である組合員はすみやかにその欠員について議員を選定しなければならない。

- 3 事業主である組合員は、議員を選定したときは、文書で理事長に通知しなければならない。

(議員の就退職)

第15条 議員が就退職したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(通常組合会)

第16条 通常組合会は、毎年2月及び6月に招集することを常例とする。

(臨時組合会)

第17条 理事長は、議員の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して、組合会の招集の請求があったときは、その請求があった日から20日以内に臨時組合会を招集しなければならない。

- 2 前項のほか、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時組合会を招集することができる。

(組合会の招集手続)

第18条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して開会の日から少なくとも6日前に招集状を送付しなければならない。

- 2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。

- 3 組合会はテレビ会議システム及びweb会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム（以下「会議システム」という。）により開催することができる。

(代理)

第19条 議員は、組合会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあ

った組合会に付議する議案について替否の意見を付した書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使できる。

- 2 前項の代理については、選定議員の場合は組合会に出席する他の選定議員、互選議員の場合は組合会に出席する他の互選議員でなければ代理を行うことができない。

(組合会の傍聴)

第20条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったとき又は会議システムにより組合会を開催したときは、この限りでない。

(組合会の会議規則)

第21条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

(組合会の議決事項)

第22条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 収入支出予算及び事業計画
- (3) 収入支出決算及び事業報告
- (4) 規約及び規程で定める事項
- (5) その他重要な事項

2 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第19条第1項の規定による書面の提出を求めるととし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。）第9条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

- (1) 議員の疾病、負傷
- (2) 議員に係る災害又は交通途絶
- (3) 災害等の発生による外出自粛要請

3 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。

(会議録の作成)

第23条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 議員の定数
- (3) 出席した互選議員の氏名及び選定議員の氏名、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名、並びに代理を受けた議員の氏名
- (4) 議事の要領
- (5) 議決した事項及び賛否の数

2 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。

- (1) 会議システムで組合会を開催した旨
- (2) 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨
- (3) システム障害等の以上がなく審議の全部を終了した旨
- (4) 会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所

3 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。

4 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。

ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が氏名した議員が署名することができる。

(議員の旅費)

第24条 議員の旅費及びその支給の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

(組合会の検査)

第25条 組合会は、法第20条に規定する検査を行う場合において、委員を置くことができる。

2 前項の検査に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

(理事の定数)

第26条 この組合の理事の定数は、10人とする。

(理事及び監事の任期)

第27条 理事及び監事の任期は、議員の任期とする。

2 理事及び監事は、その任期満了の日前に、議員の資格を失ったときは、その資格を失う。

3 理事及び監事に欠員を生じたため、新たに選挙された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事の定数に異動を生じたため、新たに選挙された理事の任期は、現に理事である者の任期満了の日までとする。

5 理事及び監事は、第1項の規定にかかわらず、任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(理事、理事長及び監事の選挙)

第28条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。

- 2 前項の投票は、1人につき1票とする。
- 3 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。
- 4 前各項に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事会の横成)

第29条 この組合に理事会をおき、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第30条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の3日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定に準じ、監事に対し、理事会への出席を求めなければならない。
- 5 理事会は会議システムにより開催することができる。

(理事会の決定事項)

第31条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。

- (1) 組合会に提出する議案
- (2) 常務理事の選任及び解任の同意
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 削除 2013年4月1日
- (5) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法
- (6) この規約に定める事項
- (7) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

第32条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。
- 4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。
- 5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることはでき

ない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。

6 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第3項の規定による書面の提出を求めるとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

- (1) 理事の疾病、負傷
- (2) 理事に係る災害又は交通途絶
- (3) 災害等の発生による外出自粛要請

7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。

(理事会の会議録)

第33条 理事会の議事については、会議録を作成する。

2 前項の会議録については、第23条の規定を準用する。

(理事長の職務)

第34条 理事長は、組合の事務を総理し、第31条の規定により理事会において決定する事項以外の事項について決定する。

(常務理事及びその職務)

第35条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て、理事長が理事のうちからこれを指名する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理する。

(監事の職務)

第36条 監事は、組合の行う事業の全般を監査する。

2 監査は、組合の決算終了直後、組合会が決算を承認する前に必ず実施するほか、監事が必要と認めた場合に実施する。

3 監事は監査を実施したときは、組合会に対して書面をもって意見を述べなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、監事の行う監査に関して必要な事項及び様式等は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事長の専決)

第37条 理事長は、施行令第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。

2 理事長は、前項の規程による処理を行ったときは、次の組合会においてこれを報告し、組合会において当該事項を決定する場合に必要な議決数をもって承認を得なければならない。

(理事長の事務委任)

第38条 理事長は、第34条に規定する事務の一部を常務理事に委任することができる。

(理事長の職務代理)

第39条 理事長に故障がある場合において、その職務を代理する理事は、理事長が指名する。

(理事、理事長、常務理事及び監事の就任)

第40条 理事、理事長及び監事は当選が確定した日から、常務理事は理事長が指名した日から就任する。

2 理事、理事長、常務理事及び監事が就任したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(理事、監事の旅費)

第41条 第24条の規定は、理事及び監事について準用する。

(職員)

第42条 この組合に(事務長その他)必要な職員をおき、理事長がこれを任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第4章 組合員

(標準報酬)

第43条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、法第42条第1項、法43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条第1項、法43条の2第1項若しくは法43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

(一般保険料及び調整保険料の負担割合)

第44条 一般保険料額及び調整保険料額の70分の47.04は事業主、70分の22.96は被保険者において負担する。

(介護保険料の負担割合)

第44条の2 介護保険料額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。

第5章 財務

(会計年度独立の原則)

第45条 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これを支弁しなければならない。

(会計年度所属区分)

第46条 収入の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険料及び調整保険料は、その納期末日の属する年度
- (2) 国庫負担金及び補助金並びに繰越金、繰入金、寄付金、組合債及び財政調整事業交付金は、その収入を計上した予算の属する年度
- (3) 徴収金及び返納金等随時の収入で納入告知書を発するものは、納入告知書を発した日の属する年度
- (4) 前各号に該当しないものは、領収した日に属する年度

2 支出の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費については、この組合（社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあつては、支払基金とする。）がその請求を受理した日の属する年度
- (2) 保険給付費のうち前号に定めるもの以外のものについては、その給付を決定した日の属する年度
- (3) 給料、旅費及び手数料の類は、その支払うべき事実の生じた時の属する年度
- (4) 使用料、保管料及び電力料の類は、その支払いの原因となる事実の存した期間の属する年度
- (5) 工事製造費、物件の購入代価及び運賃の類並びに補助金の類は、これらの契約をした時の属する年度。ただし、法令の規定又は契約により、支払期日の定めのあるものは、その支払期日の属する年度
- (6) 前各号に該当しないものは、支払いを決定した日の属する年度

(予備費の費途)

第47条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事務所費
- (2) 組合会費
- (3) 保険給付費
- (4) 納付金
- (5) 保健事業費
- (6) 還付金
- (7) 財政調整事業拠出金
- (8) 連合会費

2 介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 介護納付金
- (2) 還付金

(準備金の保有方法)

第48条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険料給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により、保有しなければならない。

- (1) 銀行預金又は郵便貯金
 - (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）
 - (3) 公社債投資信託の受益証券の取得（外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。）
 - (4) 国債証券又は地方債証券の取得
 - (5) 特別の法律により法人の発行する債券で、その債券に係る債務を政府が保証しているもの又は金融機関の発行する債券の取得
 - (6) 償還及び利子の支払い遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債の取得
 - (7) 抵当証券の取得
 - (8) コマーシャルペーパーの取得
 - (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金
 - (10) 健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金
 - (11) 組合間の共同事業として実施する高額医療費及び出産費に係る貸付事業に対する出資金
 - (12) 法第150条の規定による施設である土地又は建物の取得
- 2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなければならない。

(準備金以外の積立金の保有方法)

第49条 準備金以外の積立金は、前条第1号から第11号までの方法により保有しなければならない。

(組合財産の管理方法)

第50条 この組合の財産の管理の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

第6章 公 告

(公告の方法)

第51条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合及び事業所の掲示板に掲示する。

第7章 保険給付

(医療機関の指定)

第52条 この組合が法第63条第3項第2号の規定により同号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局として指定しようとするときは、組合会の議決を経なければならない。

(一部負担還元金)

第53条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律(昭和32年法律第42号)附則第7条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金(療養費に係る一部負担金は、当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額から控除する法第74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を基準として、組合が定めた額(以下、「一部負担金相当分」という。))について、その還元を行う。

2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件(医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。)について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額(法第115条の規定により高額療養費(同月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。)が支給される場合にあつては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額)から25,000円を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額に500円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(付加給付)

第54条 この組合が法第53条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 訪問看護療養費付加金
- (2) 家族訪問看護療養費付加金
- (3) 削除 2013年4月1日
- (4) 延長傷病手当金付加金
- (5) 出産育児一時金付加金
- (6) 家族出産育児一時金付加金
- (7) 埋葬料付加金
- (8) 家族埋葬料付加金
- (9) 家族療養費付加金

(10) 合算高額療養付加金

- 2 付加給付は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。
- 3 付加給付の支給手続に関して必要な事項は、組合会の議決を経て、別に定める。
(訪問看護療養費付加金)

第55条 被保険者の疾病又は負傷に関し、法第88条の規定により訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護療養費付加金を支給する。

- 2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。)が支給される場合にあつては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から、25,000円を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養に係る療養費の支給又は当該療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に500円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(家族訪問看護療養費付加金)

第56条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第111条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養費付加金を支給する。

- 2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書1件について、法第88条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第111条第2項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額(法第115条の規定により高額療養費(同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費(以下「合算高額療養費」という。))を除く。以下同じ。)が支給される場合にあつては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額)を控除して得た額から25,000円を控除して得た額とする。
- 3 他の法令により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養に係る療養費の支給又は当該療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に500円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(傷病手当金付加金) 2013年4月1日削除

第57条

(延長傷病手当金付加金)

第58条 法第99条の規定により傷病手当金の支給を受ける被保険者が法第99条第4項の規定による期間を経過したことによりその支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、療養のために労務に服することができず、その労務に服することができない期間、延長傷病手当金付加金として、1日につき当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額平均額の三十分の一に相当する額の3分2に相当する額を支給する。ただし、法第99条の規定に該当する前日まで継続して3年以上被保険者であった者に限る。

2 延長傷病手当金付加金は、被保険者が次の各号に掲げるもののいずれか一以上の支給を受ける場合、当該各号に定める額のいずれか多い額の限度において支給しない。

(1) 同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病とは別の疾病等による傷病手当金

法第99条第2項の規定により算定される傷病手当金の額

(2) 出産手当金

法第102条第2項の規定により算定される出産手当金の額

(3) 報酬の全部または一部

当該報酬の額

(4) 法第108条第3項に規定する障害厚生年金

当該障害厚生年金の額

(5) 法第108条第5項に規定する老齢退職年金

当該老齢退職年金の額

3 延長傷病手当金付加金を支給する場合において、障害手当金から当該障害手当金の支給を受けなければ支給を受けることができた傷病手当金の額を控除した額に当該延長傷病手当金付加金の額が達するまでの間、当該延長傷病手当金付加金は支給しない。

4 延長傷病手当金付加金は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、法定給付満了の翌日から起算して6月を経過したときは、支給しない。

5 第1項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(出産育児一時金付加金)

第59条 被保険者が出産したときは、法第101条の規定により出産育児一時金の支給を受けるときは、出産育児一時金付加金として、一児につき30,000円を支給

する。

(家族出産育児一時金付加金)

第60条 被扶養者が出産したときは、法第114条の規定により家族出産育児一時金の支給を受ける被保険者に対し家族出産育児一時金付加金として、一児につき30,000円を支給する。

(埋葬料付加金)

第61条 被保険者が死亡したときは、法第100条第1項、第2項の規定により埋葬料の支給を受ける者に対し、埋葬料付加金として、同条同項に規定する埋葬料と同額に相当する額を支給する。ただし、法第100条第2項に該当する場合は、埋葬料と埋葬料付加金とを合算した金額が埋葬に要した費用を超えない額とする。

(家族埋葬料付加金)

第62条 被扶養者が死亡したときは、法第113条の規定により家族埋葬料の支給を受ける被保険者に対し、家族埋葬料付加金として、同条に規定する埋葬料の額の100分の50に相当する額を支給する。

(家族療養費付加金)

第63条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第110条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。

2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件（合算高額療養費の支給の基礎となった一部負担金等があるものを除く。また、医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第115条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、25,000円を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前2項の規定により算出した額に500円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(合算高額療養付加金)

第64条 法第115条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することによる高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養付加金を支給する。

- 2 合算高額療養付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除し、さらに各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各1件（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす。）につきそれぞれ25,000円を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前2項の規定により算出した額に500円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

第8章 個人情報保護

（個人情報保護の徹底）

第65条 この組合の組合員である被保険者及び被扶養者等にかかるこの組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等を防止するため、個人情報の保護を徹底しなければならない。個人情報保護の徹底を図るために必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第9章 その他事業

（施設の利用等）

第66条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。

- 2 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の補助方法及び補助額は、組合会の議決を経て別に定める。

附 則（昭和29年5月1日厚生省東保第1015号）

本規約は昭和29年5月1日より施行する。

附 則（昭和48年1月17日47民険指第3372号）

この規約改正は、認可の日から施行し、昭和48年1月診療分から適用する。

附 則（昭和48年11月20日48民険指第2210号）

この規約改正は、認可の日から施行し、昭和48年10月診療分から適用する。

ただし、昭和48年10月前の診療分にかかる家族療養付加金の支給については、なお従前の例による。

附 則（昭和49年8月26日49民険指第1570号）

- 1 この規約は、認可の日から施行し、昭和49年7月1日から適用する。
- 2 この規約の施行の当時胎児であった子を分娩したことにより支給される分娩付

加金については、その額がこの規約による改正前の分娩付加金の額に満たないときはこの規約による改正後の第44条の規定にかかわらず、なお、従前の分娩付加金の額による。

附 則（昭和51年3月13日50民険指第4015号）

この規約改正は、認可の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年10月5日51民険指第2411号）

第10条の変更は、認可の日から施行する。

なお、この変更にかかわらず現に議員である者は、新選挙区から選出されたものとみなす。

附 則（昭和55年4月1日54民険指第3562号）

（施行期日）

1 この規約改正は、認可の日から施行する。

（選挙区の変更にかかる経過措置）

2 第10条の変更の際に現に第10区の議員である者は変更後の第10区から選出されたものとみなす。

附 則（昭和56年3月31日55福険指第2660号）

この規約は、認可の日から施行し、昭和56年3月1日から適用する。

附 則（昭和57年3月30日56福険指第5217号）

この規約改正は、認可の日から施行し、昭和57年5月請求分から適用する。

附 則（昭和58年3月30日57福険指第5203号）

この規約は、認可の日から施行する。

附 則（昭和59年11月21日59福険指第2627号）

この規約改正は、認可の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

ただし、昭和59年10月前の診療分にかかる付加給付費の支給については、なお従前の例とし、3,000円については、昭和59年10月診療分から昭和60年3月診療分までの間は2,000円とする。

附 則（昭和61年12月22日61福険保第3541号）

この規約改正は、認可の日から施行する。

附 則（平成元年3月31日63福険保第5238号）

この規約改正は、認可の日から施行する。

附 則（平成2年3月28日元福険保第4650号）

この規約改正は、認可の日から施行する。

附 則（平成5年3月25日4福険保第5418号）

この規約改正は、認可の日から施行する。

附 則（平成6年9月30日6福険保第3391号の41）

この規約改正は、認可の日から施行し、1994年10月1日から適用する。

ただし、1994年10月前の診療分及び分娩にかかる付加給付費の支給については、なお従前の例とする。

附 則（平成7年3月31日6福険保第5969号）

この規約改正は、認可の日から施行する。

附 則

この規約改正は、届出の日から施行し、平成10年8月1日から適用する。

附 則

この規約改正は、認可の日から施行する。

附 則

この規約改正は、認可の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規約改正は、認可の日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則

この規約改正は、2003年1月27日から施行する。

附 則（平成17年2月28日関厚発第228386号）

この規約改正は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日関厚発第330155号）

（施行期日）

第1条 この規約改正は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 施行日前の療養にかかる（一部負担還元金等）、（家族療養費付加金）、（合算高額療養付加金）の支給については、なお従前の例による。

第3条 施行日前の労務に服することができない期間にかかる（傷病手当金付加金）、（延長傷病手当金付加金）、の支給については、なお従前の例による。

第4条 施行日前の出産にかかる（出産育児一時金付加金）、の支給については、なお従前の例による。

第5条 施行日前の死亡にかかる（埋葬料付加金）、（家族埋葬料付加金）の支給については、なお従前の例による。

第6条 施行日前において保有する準備金の保有方法については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成25年3月1日から施行する。ただし、第44条の規定は、任意継続被保険者については、任意継続被保険者については、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

第1条 施行日の前日において傷病手当金の受給を受けていた者又は受けるべき者は、なお従前の例による。

第2条 施行日の前日において延長傷病手当金付加金の受給を受けていた者又は受けるべき者は、なお従前の例による。

第3条 施行日前の出産にかかる出産育児一時金付加金の支給については、なお従前の例による。

第4条 施行日前の出産にかかる家族出産育児一時金付加金の支給については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第1条 施行日前の労務に服することができない期間に係る延長傷病手当金付加金の支給については、なお従前の例による。

また、施行日前に法定給付満了した者に係る施行日以後の延長傷病手当金の支給については、第58条第1項中「当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額の内平均額の三十分の一に相当する額」とあるのは、「当該傷病手当金の法定給付満了の日における標準報酬月額の内三十分の一に相当する額（その額に五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

附 則

この規約は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。